

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、鳥取県立美術館整備運営事業を実施する事業者を選定したので、法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

令和 2 年 2 月 6 日

鳥取県知事 平井 伸治

## 記

### I 事業概要

#### 1 事業名称

鳥取県立美術館整備運営事業

#### 2 本事業の基本方針等

##### (1) 本施設の基本方針

鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は、県民の教育及び文化の発展に寄与するための施設として、鳥取城跡内に自然、歴史・民俗、美術の 3 分野を有する総合博物館として昭和 47 年 10 月に開館し、鳥取県の自然、歴史・民俗、美術等について、展示、講演、体験活動などにより、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」を目指して運営されてきた。

一方、開館から 40 数年が経過し、施設の老朽化による不具合や収蔵スペースの不足が顕著となってきたため、県教育委員会では、県博の現状分析や課題の洗い出し、そしてその解決方法を検討するとともに、県政参画電子アンケートの結果等を踏まえ、美術分野を新たに整備する施設（美術館）に移転するとの方針を決定し、「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会」において、美術館を整備する場合における基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設設備や規模、立地条件、運営体制等について議論が重ねられ、平成 29 年 3 月に「鳥取県立美術館整備基本構想」（以下「基本構想」という。）が取りまとめられた。

また、基本構想を起点として美術館に必要な機能、施設設備、事業運営について具体化する基本計画の検討が行われ、「人をつくる」、「まちをつくる」、「県民がつくる」の活動が展開される「未来を『つくる』美術館」をコンセプトに掲げ、そのために必要な機能と主な事業展開、施設整備計画及び基本計画の実現に向けた取組等を盛り込んだ鳥取県立美術館整備基本計画（以下「基本計画」という。）が、平成 30 年 7 月にまとめられたところである。

新しい美術館は、県博が蓄積した作品や人的ネットワーク等を着実に引き継ぎ、社会教育施設として、県民の宝である収集した美術作品を適切に守り次世代に伝えるとともに、そうした作品をはじめとした国内外の優れた美術作品の企画展示及び県内美術創作者等の発表機会の場であることをはじめ、特に、次代を担う子どもたちの想像力・創造性を育むための「美術を通じた学び」の支援を目的とした「美術ラーニングセンター機能」や、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できる環境づくりを特色としながら、美術館としての中心的な役割を展開していくこととしている。

さらに、来館するすべての利用者が、くつろぎや居心地のよさを感じながら幅広い「楽しみ」を享受できる場所となることやユニークベニューなど美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間を提供することで、賑わいづくりや街づくりに貢献していくことを積極的に展開していくこととしている。

本事業は、民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現することを目的として、PFI方式により実施しようとするものである。

## (2) 本施設の法的位置づけ

- 鳥取県立美術館の設置等に関する条例（令和元年7月4日条例第5号）により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に定める公の施設として設置する。
- 博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた同法第2条に規定する博物館となる予定である。
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条ただし書きに規定する公開承認施設となるのに必要な施設要件を兼ね備えた美術館整備、維持管理運営を行う方針である。

## (3) 本施設の基本的性格

基本計画における本施設のコンセプトは、「未来を『つくる』美術館」であり、いろいろな「つくる」で「とっとりのアート」の「むかし」「いま」そして「みらい」をつむぐことを目指しており、美術館の基本的性格は以下のとおりとなる。

- 人を「つくる」：～さまざまなひととともに成長する美術館に～
- まちを「つくる」：～まちや地域とつながり、まちとともに成長する美術館に～
- 県民が「つくる」：～県民の手による県民が身近に感じられる美術館を～

## 4 事業の内容

### (1) 施設概要

事業用地：鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-12 外  
敷地面積：17,983 m<sup>2</sup> ※令和元年12月5日現在  
延床面積：9,910 m<sup>2</sup>（予定） ※基本計画策定時

開館年度：令和6年度中（予定）

## （2）事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、維持管理及び運営業務を行う方式（BT0：Build-Transfer-Operate）とする。

## （3）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和22年3月31日までとする。

## （4）事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおりである。

### i 必須事業

対象施設の運営を行う上で必要な事業を必須事業とし、以下の業務から構成される。

#### ア 設計・建設業務

- （ア）事前調査業務及びその関連業務
- （イ）設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- （ウ）建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- （エ）工事監理業務
- （オ）備品等調達・設置業務
- （カ）補助金等申請補助業務

#### イ 開館準備業務（県と協同して実施）

- （ア）開館までの施設の維持管理業務
- （イ）事務所及び収蔵品等移転に関する業務
- （ウ）ブランディング業務
- （エ）開館前の集客促進業務
- （オ）展覧会開催準備業務
- （カ）開館後の施設貸出等業務
- （キ）その他運営に関する業務

#### ウ 維持管理業務

- （ア）建築物保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
- （イ）建築設備保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
- （ウ）施設備品等保守管理業務（定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守）
- （エ）修繕業務
- （オ）清掃業務（展示ケース内に展示物がない場合の展示ケース内を含む。）
- （カ）警備業務
- （キ）環境衛生管理業務

#### エ 運営業務（県と協同して実施）

- （ア）利用者対応業務
  - ・ 利用者案内等
  - ・ 施設の貸出等
- （イ）学芸業務

- ・ 収蔵に関する業務
  - ・ 常設展示に関する業務
  - ・ 企画展示に関する業務
  - ・ 教育普及に関する業務
  - ・ 地域等との連携・協力に関する業務
- (ウ) 集客促進業務
- (エ) その他運営に関する業務
- (オ) 運営業務のうち、美術館サービスに関する業務（附帯事業）
- ・ ミュージアムショップ運営
  - ・ 飲食施設運営

ii 任意事業

事業者は、上記以外にも事業者が自らの裁量で実施する自主事業を実施することができるものとする。

また、本事業のうち県が実施する主な業務は、以下のとおりである。

ア 設計・建設業務

- (ア) 補助金等申請業務

イ 開館準備業務

- (ア) 事務所及び収蔵品等移転業務
- (イ) 展覧会開催準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 清掃業務（収蔵庫内、美術品が展示されている場合の展示ケース内）
- (イ) 環境衛生管理業務（IPM の総責任）

エ 運営業務

- (ア) 学芸業務
  - ・ 収蔵業務
  - ・ 調査・研究業務
  - ・ 常設展示業務
  - ・ 企画展示業務
  - ・ 教育普及業務
  - ・ 地域等との連携・協力業務

(5) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、おおむね以下のとおりである。

事業契約の締結	令和2年3月
本施設の完成引渡	令和6年3月
開館（供用開始）	令和6年度中

事業期間 事業契約締結日 ～ 令和22年3月

設計期間	事業契約締結日	～	令和3年9月
建設期間	令和3年10月	～	令和6年3月
開館準備期間	事業契約締結日	～	開館（供用開始）日の前日
維持管理期間	完成引渡日	～	令和22年3月
運営期間	開館（供用開始）日	～	令和22年3月
指定管理期間	開館（供用開始）日	～	令和22年3月

## II 事業者選定に係る手続き

### 1 募集及び選定方法

本事業の落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、審査は「鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書」及び「鳥取県立美術館整備運営事業落札者決定基準」に基づき、入札参加資格確認と提案審査の二段階に分けて実施した。

提案審査のうち加点審査及び価格審査については、審査会が審査を行い、最優秀提案を選定したうえで、県は、審査会の選定結果を踏まえ、落札者を決定した。

### 2 落札者の決定までの経緯

落札者の決定までの主な経緯は以下のとおりである。

日程	内容
平成30年11月20日	第1回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
平成31年2月12日	第2回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
3月19日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
3月28日	実施方針等説明会の開催
4月26日	実施方針等に関する質問・意見への回答
令和元年6月6日	第3回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
7月17日	特定事業の選定・公表
7月23日	【調達公告】 鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書等の公表
8月9日	入札説明書等に関する質問への回答（第1回目）
8月21日	入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）
8月23日	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付締切
8月27日	入札参加資格確認結果の通知
9月9日、10日	重点対話（第1回）
10月3日、4日	重点対話（第2回）
11月29日	入札書及び提案書の受付締切
12月17日	第4回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
令和2年1月9日	第5回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業） 県民参加型公開プレゼンテーション・事業者ヒアリング
1月10日	第6回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）
1月15日	落札者決定の公表
2月4日	第7回鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業） （書面評決）
2月6日	審査講評、客観的評価の結果の公表

### Ⅲ 落札者の決定

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）は、鳥取県立美術館整備運営事業落札者決定基準に基づき、提案内容等の審査を行い、最優秀提案を選定した（「鳥取県立美術館整備運営事業審査講評（令和2年2月6日公表）」参照）。本県は、審査会の選定結果を踏まえ、「大和リース株式会社山陰営業所を代表企業とするグループ」を落札者として決定した。

#### 【入札参加者の構成】

（入札参加表明書提出順）

三菱UFJリース株式会社を代表企業とするグループ	代表企業	三菱UFJリース株式会社
	構成員	大成建設株式会社 株式会社白兎設計事務所 大和建設株式会社 東京ビジネスサービス株式会社 株式会社近畿日本ツーリスト関西 株式会社パソナグループ 株式会社日ノ丸総本社 日ノ丸自動車株式会社
	協力企業	株式会社隈研吾建築都市設計事務所 株式会社アド近鉄 田中工業株式会社
大和リース株式会社山陰営業所を代表企業とするグループ	代表企業	大和リース株式会社山陰営業所
	構成員	株式会社竹中工務店広島支店 株式会社懸樋工務店 株式会社丹青社 アクティオ株式会社大阪支店 三菱電機ビルテクノサービス株式会社中国支社 セコム株式会社 富士総合警備保障株式会社 山陰リネンサプライ株式会社
	協力企業	株式会社楨総合計画事務所
株式会社大林組を代表企業とするグループ	代表企業	株式会社大林組
	構成員	株式会社高野組 株式会社金田工務店 株式会社NTTファシリティーズ 株式会社ワールドインテック 株式会社シセイ堂デザイン
	協力企業	株式会社佐藤総合計画 株式会社乃村工藝社 株式会社桑本建築設計事務所 株式会社キュレイターズ 株式会社山陰放送 株式会社JTB 株式会社チュウブ 鳥取瓦斯株式会社

### Ⅳ 落札価格

落札者として決定した「大和リース株式会社山陰営業所を代表企業とするグループ」の入札価格は以下のとおりである。

14,265,981,372円（消費税及び地方消費税を含む）

## V 落札者の提案により期待される効果

落札者の提案は、本事業に関して、民間事業者としての創意工夫が大いに発揮されたものであり、基本計画の実現ひいては良質な公共サービスの提供がもたらされることが期待される。

また、落札者の入札価格に基づき、県が従来手法で実施する場合と PFI 方式で実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、その合計額を現在価値に換算して比較した結果、県の財政負担額は、PFI 方式で実施することにより、10%を超える縮減効果を見込むことができる。